

令和3年度事業計画

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

I 基本方針

- 1 屋久島環境文化村構想の基本理念である「屋久島の自然環境の保護及び自然と人との共生する新しい地域づくり」を推進するため、「環境学習」、「環境形成」、「ネットワーク形成」、「屋久島地域づくり」及び「国際交流」の各種事業を地域と連携しながら積極的に実施する。
- 2 屋久島環境文化村構想の中核施設である屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターの各種機能の充実及び利用の促進を図るとともに、指定管理者として適正な管理に努める。
- 3 屋久島ファンクラブの加入促進、賛助企業・寄附の拡大を図るとともに、屋久島環境保全募金活動や受託事業、収益事業により、公益目的事業に必要な資金の確保に努める。

II 事業計画

【公益目的事業会計】

1 屋久島環境文化村構想推進事業

(1) 環境学習

① 自然・文化体験事業

ア 自然・文化体験セミナー

広く全国から参加者を募り、屋久島のフィールドを活用した自然・文化体験学習プログラムを提供するとともに町内外の方々との交流等を行う。

- ・ まるごと屋久島研修講座「里編」「森編」
新たに屋久島へ赴任等された方等を中心にを対象に、屋久島の自然や文化の素晴らしさ、自然と人の関わり等について理解を深めるためのレクチャーを行う。
- ・ 屋久島感動めぐり「親子キャンプin屋久島」「海辺deデイキャンプ」「やくしま水旅」「秋のトレッキング」
野外体験活動や自然観察、交流活動等を通じて屋久島の環境保全や環境文化への意識や理解を深めるためのセミナーを行う。

イ ふるさとセミナー

町内在住者を対象に、ふるさとの新たな一面を再発見し、屋久島の自然環境や文化に対する意識の醸成を図るため、身近な自然を素材にした体験型研修を行う。

- ・ 研修センターオープンデー
研修センターの活動PRの一環として、親子で楽しめる科学実験等の催しを行う。
- ・ 星空観察会
星座や惑星等の天体観測を通して屋久島の星空の素晴らしさと大気汚染や光害（ひかりがい）などの環境問題についての関心を高めるため、町内小学校を会場に星空観察会を行う。
- ・ 子どもエコ隊活動事業
子どもの頃からの自然環境に対する意識を醸成し屋久島の未来を担う人材の育成を図るため、屋久島の小学校4～6年生を対象に体験的な環境学習を行う。

- ・ 幼児環境教育推進事業
幼少期における自然とのふれあいを通じ、環境意識の基盤形成を図るため、町内未就学児の親子を対象に野外体験活動を行う。
- ・ 自然に親しむ集い
町内在住者を対象に、屋久島の身近な自然のすばらしさを学ぶため、環境省・屋久島町と共催で、自然観察活動や自然体験活動を行う。

ウ インターンシップ

インストラクターに必要な資質や技能の習得機会を提供するため、屋久島環境文化研修センターで、環境関係の大学、専門学校等の学生に職場体験をさせる。

② 受入事業

人と自然との関わりを理解し、環境保全への意識を高めるため、財団が作成した研修プログラムを活用する宿泊研修、一日研修及び短時間研修を行う。

また、鹿児島大学共通教育センターとの教育協定に基づき、同大共通教育課程で実施する集中講座「屋久島の環境文化」の講義において、環境文化に対する学生の理解を深めるため、屋久島をフィールドとする支援活動を行う。

③ 屋久島高校環境学習・交流支援

屋久島高等学校普通科環境コースの生徒を対象に、屋久島・口永良部島の自然、歴史、文化について理解を深めるため、環境学習に関する研修、他の地域で環境保全活動を行っている団体等との交流に対して支援を行う。

また、令和3年8月に屋久島で開催が予定されている「第22回全国高校生自然環境サミット・全国高校生環境学習発表会」の円滑な運営に向けてのサポート、生徒の課題研究等への支援を行う。

④ 出張屋久島講座

町内の小中学校等により専門的な環境学習の機会を提供するため、学校等からの要請に基づき、財団インストラクターや島内外の外部講師を派遣する。

⑤ ユネスコスクール連携推進事業

町教育委員会等と連携して「持続可能な開発のための教育」(ESD)に取り組む町内教育機関のユネスコスクール登録を支援する。

※ 「持続可能な開発のための教育 (ESD)」とは

環境破壊、自然災害など地球規模の課題を自分のこととして捉え、身近なところから取り組むことにより、課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動

※ 「ユネスコスクール」とは

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する、ユネスコが認定する学校。世界180カ国以上の国、地域で11,000校以上加盟。日本ではESDの推進拠点として位置付け(日本国内加盟数:1,120校で国別では最大(2019年11月現在)、本県は1校)

⑥ 屋久島研究講座

町内在住者を対象に、屋久島の自然や文化に関する理解の促進・普及を図り、その未来を担っていく人材を育成するため、屋久島をフィールドとして調査・研究している研究者や専門家を講師として招聘し講座を開講する。

(2) 環境形成

① 環境保全活動支援事業

ア 山岳部利用対策事業

屋久島の山岳部の環境保全について啓発を図るため、登山者へのマナー指導やマナーガイドブック等の作成及び配布を行う。

イ エコツーリズム支援事業

屋久島におけるエコツーリズムの取り組みを推進するため、屋久島町エコツーリズム推進協議会へ参画及び支援を行うとともに下記セミナー等を開催する。

- ・ 屋久島認定ガイドを目指す町内のガイド等を対象とした同協議会との共催による屋久島ガイドセミナー等
- ・ 自然体験活動指導者（NEAL）養成団体として、町内外の希望者を対象とした養成講習会
- ・ 教職員を対象とした自然体験活動研修会

ウ 生物多様性保全事業

屋久島の生物や環境保全をテーマに調査・研究する研究者や環境保全の意識向上のための啓発活動等に取り組んでいる団体に対し支援・助成を行う。

また、島内で問題となっているシカ被害の状況調査について、支援を行う。

エ うみがめ保護対策事業

うみがめの産卵・ふ化場所である海浜の環境を保全するため、遮光林の維持管理や海浜の清掃活動を行う。

② 屋久島動植物調査等事業

自然保護の普及活動を推進するため、環境学習や自然観察の資料として活用されている、財団発行のガイドブック「図説・屋久島」の改訂を行う。

(3) ネットワーク形成

① ボランティアネットワークの形成

ボランティア活動の活性化を図るため、環境文化ボランティアの活動支援及び活動状況の情報発信を行う。

② 屋久島ファンクラブの加入促進等

ファンクラブの加入促進や認知度向上を図るため、町内外の事業所やイベント等において勧誘活動を行うほか、新たに「LINE公式アカウント」を試行的に立ち上げ、友だち登録者へのファンクラブ加入の案内等を行う。また、ファンクラブ会員の加入継続のため、会員向けの情報発信や加入継続者への特典の充実を図る。

③ 財団情報誌の発行

ア 財団会報「屋久島通信」（A4版，8ページ）の発行（3,000部／号）

全国の屋久島ファンクラブ会員及び関係機関に対して、屋久島の情報を提供する。

イ 財団機関紙「まるりん通信」の発行（6,500部／月）

毎月1回町内の全戸に配布し、財団の活動状況を紹介するとともに、中核施設への来館、イベントへの参加を呼びかける情報発信を行う。

④ 研究者ネットワークとの連携

屋久島の住民と研究者が共に学び合う組織である「屋久島学ソサエティ」と連携し、研究者や専門家による屋久島における調査・研究成果の共有と地元への還元を共同で行う。

(4) 屋久島地域づくり支援

① 里のエコツアー推進事業

ア 屋久島里めぐり推進協議会の運営等

協議会運営の事務局として、里めぐり参加者の受付及び集落との調整のほか、集落の語り部のスキルアップ研修等の人材育成を行う。

イ 里めぐりの推進

里めぐり未実施集落の地域資源の開拓・調査及び実施に向けた支援を行うことにより里めぐり参加集落の拡大を図るとともに、旅行エージェント等向けのモニターツアーの実施及び情報誌等を活用した情報発信等により集客を図る。

ウ 奄美まち歩き団体等との連携

世界自然遺産登録が見込まれる奄美地域のまち歩き団体等との交流促進を図り、相乗効果による地域の活性化と環境文化の継承を図る。

② 屋久島の里づくり推進事業

ア 歴史・文化ガイドブック作成（県地域振興推進事業）

新たな屋久島の魅力を発信するため、屋久島に伝わる伝統芸能や郷土食等を取りまとめた、手軽に持ち運びができるガイドブックを作成する。

イ 屋久島の名所・旧跡等説明看板の利活用及び維持管理

屋久島の里の魅力を発信するため、これまでに設置してきた名所・旧跡等説明看板の利活用を図るとともに、既設看板の維持管理を行う。

③ 地域づくり支援事業

屋久島の環境文化に関わる地域づくりに資する各種イベント等の開催や伝統芸能、文化芸術活動に対し支援を行う。

④ 特産品開発事業

屋久島町の女性団体等と連携し、町内外に新しい魅力を発信するため、地元食材を活用した屋久島の郷土料理講習会を開催しているが、令和3年度は休止する。

⑤ 屋久島の未来と環境文化を考える新たな協働事業

世界自然遺産登録以降積み上げてきた、自然と共生しつつ地域を活性化しようとする活動を再評価し、今後の屋久島の環境文化、自然共生社会の在り方を再構築するため、世界自然遺産屋久島の未来と環境文化を考える懇談会活動、屋久島の自然等を映像により内外に発信する活動及び屋久島の環境文化の普及啓発活動を行う。

(5) 国際交流

① 日新交流支援事業

屋久島町の、「縄文杉」とニュージーランドの「タネマフタ」との姉妹木盟約締結を契機とした町内中学・高校生の派遣事業に際し、渡航に必要な経費の一部の支援を行っているが、令和3年度は休止する。

② 留学生ホームステイ受入事業

町内在住者と外国人の異文化交流を図るため、鹿児島大学、鹿児島国際大学及び志學館大学の留学生を町内家庭で受け入れ、屋久島の文化や暮らしの体験、町内在住者と交流活動等を行う。

2 中核施設管理運営事業

(1) 中核施設管理運営

屋久島環境文化村中核施設である屋久島環境文化村センター及び屋久島環境文化研修センターの管理運営業務を県から受託（指定管理者）し、その適切な管理を行うとともに、経費節減による効率的な運営及び施設設備の補修等の維持管理に努める。また、両施設の利用者増を図るため、各種利用促進施策を実施する。

① 村センター施設利用促進施策

- ・ 鹿児島港南ふ頭や高速船ターミナル、宮之浦港、安房港、町内宿泊施設等にポスターを配布、掲示する。
- ・ 町内宿泊施設等へ屋久島環境文化村センター案内リーフレットの配布、宿泊者への割引制度の実施や定期的に宮之浦港の高速船及びフェリー乗り場で到着時に誘客活動を行う。
- ・ 県内外の旅行代理店等へ来館の働きかけを行う。
- ・ 施設利用料や施設内販売の書籍物品等購入の支払にオンライン決済を導入する。

② 研修センター施設利用促進施策

- ・ 県内外のスーパーサイエンスハイスクール(S S H)や環境科設置校及び県内小中学校等を訪問し、研修センターの環境学習プログラムを紹介して施設利用促進を図る。
- ・ 冬季対策として町内の未就学児の親子を対象とした一日研修・宿泊研修や町民向けの一泊型セミナー等を行う。
- ・ 屋久杉自然館及び屋久島世界遺産センターと連携したイベントの開催等により施設の知名度及び利用促進を図る。

③ 財団ホームページ等の管理運用及び情報発信

財団ホームページの適正な管理運用を行うとともに、フェイスブックなどSNS等の活用により、日々新しい屋久島や財団の情報発信に努める。

④ 教育機関との連携

教職員及び生徒の地域貢献等体験研修を積極的に受け入れ、財団の認知度を高めるとともに、郷土の良さや環境等へ視野を広げる取り組みを実施する。

【収益事業会計】

書籍物品等販売事業

財団の収益を確保し、公益目的事業を推進するため、屋久島環境文化財団オリジナルグッズ（マスキングテープ、キャラクターシール、里に特化したポストカード、手ぬぐい）、屋久島WAO Nカード、クオカード等や屋久島関連書籍等の販売を行う。

【法人会計】

管理費

本部管理費

① 本部管理費

ア 理事会・評議員会

理事会（3回）及び評議員会（2回）を開催する。

イ 管理運営

財団の効率的な管理運営に努めるとともに、出郷者会で財団活動報告、屋久島町内外で企業訪問を行い、財団の業務概要の説明と賛助企業への加入依頼を行う。

ウ 今後の財団の事業展開等についての検討

令和4年度の財団設立30周年も見据え、今後の財団の事業展開等について検討する。

- ・ 検討会等の開催及び有識者等へのヒアリング
- ・ 屋久島及び財団30年の歩みを取りまとめるための資料収集 など

② 職員スキルアップ事業

職員のスキルアップを図るため、各種セミナー、学会、講習会、インタープリターズキャンプ等の参加や調査・研究を支援する。